

平成 28 年度 第 2 回上武大学生理学・看護学等研究倫理委員会 議事録

日 時：平成 28 年 11 月 7 日（月） 9：15～10：15

出席者

委員長：澁谷 正史

委 員：澁谷 朋子（オブザーバー）、生方 政文、紺 正行、鈴木 守
星野 為國、栗原 信征、安部 まゆみ、高橋 ゆかり

欠席者

委 員：栗原 寛

記 録：徳村 卓哉

議 題：研究に関わる倫理問題の審査について（2 件）

資 料

1. 倫理審査一覧
2. 倫理審査申請書コピー

【開会】

【議題】 研究に関する倫理問題の審査について

1. 投球数の増加に伴う投手の筋機能、投球動作および投球パフォーマンスの変化

申請者： ビジネス情報学部 准教授 柳澤 修

- ・申請者から、研究概要の説明があった。
- ・委員長より、提出書類「前回のコメントへの回答」に関する説明が求められた。
 - ・申請者から、当該書類に関し、以下の様な説明があった。
 - ・前回の申請では、3つの課題を申請していたが、今回は1つの課題を先に実施し、実績を作った後、残り2件の課題を再度申請する。
 - ・また、野球部の谷口監督とのディスカッションが不十分だったとの指摘を得た。そのため、監督のもとに重ねて伺い、研究についての説明をした。併せて、野球部部長矢島教授にも重ねて説明を行った。
 - ・②の後、申請者、谷口監督、矢島部長、そして、共同研究者である二橋講師の4者で研究内容について再検討し、今回の申請書を作成した。
- ・その他の変更点として、申請者より、実験の際に被験者が投げる球数を減らしたこと、谷口監督を共同研究者としたこと、被験者にするものから未成年者を除外し、成人のみとしたことについて説明があった。
- ・委員長より、申請者が昨年度行った実験について、提出書類「H27年度の投球実験に関する報告書」を用いた説明をするようにとの要請があった。
 - ・申請者から、実験の前に谷口監督の下へ説明に赴き、指摘を得た後、研究を行ったとの説明があった。
 - ・また、研究成果について、学生たちにフィードバックを行ったとの説明があった。
- ・委員より、「H27年度の投球実験に関する報告書」中の添付画像に映る人物について、顔を隠すことが意図されているのか、という質問があった。
 - ・申請者から、そのような意図で作成したわけではなく、実験の説明のために、学生に協力を得て作成した画像であるとの返答があった。
- ・委員より、研究申請書の表紙に申請者の氏名がない、また、⑪その他（平成28年度の研究実績報告書：参考資料として）との表記は、「平成27年度」の誤記ではないか、との指摘があった。

- ・氏名の未記載については、資料を配布した事務職員の誤りであった。
- ・委員より、今回の提出資料を谷口監督に提出したのか、という質問があった。
 - ・申請者より、あらかじめ9月6日前後に手渡してあるとの返答があった。
- ・委員長より、矢島先生は本研究に共同研究者として参加するのか、との質問があった。
 - ・申請者より、矢島先生は辞退されたとの返答があった。
- ・委員長より、野球部の選手は本研究の実験のためだけに実験を行うのか、との質問があった。
 - ・申請者より、野球部では冬季に投げ込みを行う練習プログラムがあり、その機会を利用するのが良いのではないかと、この提案が谷口監督よりあったため、その際に実験を行うとの返答があった。
 - ・また、先行研究では1イニングごとに5分間の休憩を取っているため、そのやり方に則り、野球部の邪魔にならないように実験を行うとのことであった。
 - ・さらに、実験をした学生としない学生の間で有利・不利の違いは生じるのかどうかについて、学生の自主的な参加に任せているため、そのような違いは生じえないとの説明があった。
- ・委員長より、謝金は支払わないのか、との質問があった。
 - ・申請者より、謝金については野球部の方から辞退された、との説明があった。
- ・委員より、一般的にこの種のデータを取る際に被験者にデータは戻さないが、今回の場合は希望があれば被験者に実験データを戻すということなので、その旨を記載した方が良いのではないかと、この指摘があった。
 - ・申請者より、「同意書」もしくは「説明文書」にその旨を記載するとの返答があった。
- ・委員より、被験者のID化を行うのであれば研究申請書「14. 研究に係る個人情報の保護」の欄は①ではなく②にチェックを入れるべきであり、併せて、対応表の管理者の記載が必要との指摘があった。
 - ・申請者より、谷口監督が共同研究者になっているため、被験者のID化は行わず、厳重に個人情報を管理する。学会での発表の時には平均値を用いる。個人を出すときには「被験者A君」のような表記をする、といったことを行う為、申請書の変更は行わないとの返答があった。

審査結果：承認（条件付）

2. 男子体操選手の手関節掌部痛の原因解明とその障害予防

申請者：ビジネス情報学部 准教授 小林 直行

※申請者の出席は求めず、提出書類について、書面審査が行われた。

- ・書面審査となった理由について、委員長より説明があった。
- ・また、前回の委員会からつけられたコメントと、その後の対応について、説明があった。
- ・委員より、「研究に関する補償」に関する矛盾を修正する必要があるとの指摘があった。
申請書類内で、「健康被害等の危険・有害事象は生じえない」との趣旨の記載と、健康被害等の有害事象が生じた時には申請者が補償を行うとの記載が混在しており、矛盾しているため、有害事象は生じえないとの記載に統一すべきとの指摘があった。
- ・委員より、個人情報の取扱いに関する矛盾についての指摘があった。具体的には、個人情報を保存するとの趣旨の記載と、個人情報を廃棄するとの趣旨の記載が混在し、矛盾している為、統一すべきだとの指摘があった。

審査結果：承認（条件付）